

静岡市と静岡英和学院大学との子育て支援に関する連携協定書

静岡市（以下「甲」という。）と静岡英和学院大学（以下「乙」という。）は、子育て支援に係る連携を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携することにより、子育てしやすいまちづくりの推進を目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携する。

- （1）子育て支援センターの設置・運営に関すること。
- （2）子育て及び教育支援に関すること。
- （3）その他、子育てしやすいまちづくりに資する取組に関すること。

2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を円滑かつ効果的に推進するため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定め、定期的に協議を行うものとする。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密事項について、この協定の有効期間中であると有効期間終了後であるとを問わず、第三者に対し開示し、又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲及び乙が書面により特段の申出を行わないときは、さらに1年間この協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

（細則）

第5条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項について必要があるときは、甲及び乙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方署名の上、各自その1通を保有する。

令和7年1月30日

（甲）静岡市長

（乙）静岡英和学院大学 学長

難波 喬司

秋山 ルツ子